

4. 日常生活の支援

補装具等

補装具

身

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体上の機能を補って日常生活や社会生活をしやすくするため、補装具を必要とする身体障害者等に対し、購入または修理にかかる費用を支給します。

〈対象〉

身体障害者手帳の交付を受けた方及び難病患者等で、補装具が真に必要と認められる方。支給の適否について、東京都心身障害者福祉センター等による判定などが必要となります。

また、医師の意見書（指定の様式あり）の提出をお願いすることがありますので、事前にご相談ください。

※介護保険対象者は、介護保険制度による福祉用具の交付（貸与等）が優先されます。（介護保険の福祉用具では対応できない場合は、障害福祉の補装具制度を利用することができます。）

労災保険などによる義肢・装具の交付

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も、補装具の制度より優先されます。

詳しくは労働基準監督署・各健康保険組合へお問い合わせください。

〈費用〉

原則として費用の1割が利用者負担となります。（生活保護及び区市町村民税非課税世帯は無料）ただし、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

世帯区分	世帯収入の状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	区市町村民税非課税世帯	0円
一般	区市町村民税課税世帯	37,200円

※世帯の範囲は、対象者が18歳以上の場合は「本人及び配偶者」、18歳未満の場合は原則として「本人と父母及び住民票上の世帯全員」です。

※世帯員の中に区市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となります。

※各補装具ごとに定められた基準額を超えた部分については、利用者負担となります。

※障害福祉サービスと介護保険法に基づく居宅サービス等に関わる利用者負担と補装具の利用者負担の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス等給付費が支給されます。（31ページ参照）



日常生活の支援

種目一覧

障害種別	種目
視覚	盲人安全つえ、義眼、メガネ、コンタクトレンズ
聴覚	補聴器
肢体	義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
肢体（18歳未満のみ）	座位保持椅子、起立保持具、頭部保持具、排便補助具

※一部種目については借受け制度があります。

中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付対象とならない18歳未満の中等度の難聴児の方に、補聴器購入費の一部または全部を補助します。利用を希望される方は、市指定の様式による意見書等を添えて、補聴器の購入前に申請が必要です。



日常生活の支援

〈対象〉以下のいずれにも該当する方

- (1) 国分寺市内在住で18歳未満の児童
- (2) 両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上で身体障害者手帳（聴覚障害）の対象となる聴力でないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得等、一定の効果が期待できると医師が判断すること。
- (4) 対象児童の属する世帯に市民税所得割額が46万円以上の世帯員がいないこと。

〈費用〉

補聴器の購入費用と基準額を比較して少ない方の1割（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）

日常生活用具の給付

身

知

精

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

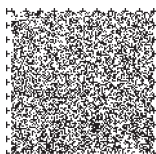
障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付（貸与）をしています。

〈対象・種目〉「日常生活用具の給付 種類等一覧表」（39～45ページ）をご参照ください。

〈給付制限〉次の方は原則、給付を受けられません。

- ・病院へ入院または施設へ入所している方
※給付種目のうち「ストマ用装具」「紙おむつ」「頭部保護帽」は、入院中または施設入所中であっても給付対象となります。
- ・給付用具をすでに所有されている方
- ・借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

※障害者本人および同一世帯構成員のいずれかが、**◆一定所得以上の場合**は日常生活用具の給付・貸与の対象となりません。



◆一定所得以上の場合とは、

- ①18歳以上の方は、障害者本人および配偶者
- ②18歳未満の方は、障害児本人および同一世帯構成員のうち最多納税者
- ①・②の方の市民税所得割の納税額が、46万円以上の場合です。

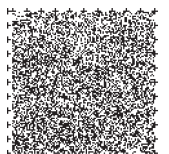
〈費用〉世帯の所得状況に応じて、一部利用者負担があります。
(生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料)

日常生活用具の給付 種類等一覧表

	種目	障害名等	年齢	対象者	耐用年数	限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	肢体不自由 難病等	学齢児以上	・下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方 ・難病患者等で寝たきりの状態にある方	8年	162,800円
	特殊マット	知的障害 肢体不自由 難病等	①3歳以上 ②3歳以上 18歳未満 ③18歳以上	①知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方 ②下肢又は体幹機能の障害の程度が1級又は2級の方 ③下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。） ・難病患者等で寝たきりの状態にある方	5年	19,600円
	特殊尿器	肢体不自由 難病等	学齢児以上	・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（常時介護を要する方に限る。） ・難病患者等で自力で排尿できない方	5年	60,000円
	浴槽 (湯沸器を含む。)	肢体不自由	学齢児以上	下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方	8年	50,200円
	入浴担架		3歳以上	下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方 (入浴に介助を要する方に限る。)	5年	洋式 82,400円 和式 133,900円
	体位変換器	肢体不自由 難病等	学齢児以上	・下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方（下着交換等に介護を必要とする方に限る。） ・難病患者等で寝たきりの状態にある方	5年	15,000円
	移動用リフト	肢体不自由 難病等	3歳以上	・下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方	4年	257,500円

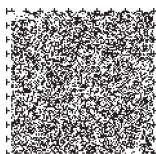


日常生活の支援

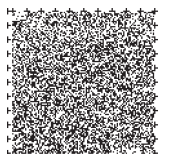




	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	訓練いす	肢体不自由	3歳以上 18歳未満	下肢又は体幹機能障害の程度が 1級又は2級の方	8年	33,100円
	訓練用ベッド	肢体不自由 難病等	3歳以上 18歳未満	・ 下肢又は体幹機能障害の程度 が1級又は2級の方 ・ 難病患者等で下肢又は体幹機 能に障害のある方	5年	162,800円
	入浴補助用具		3歳以上	・ 下肢又は体幹機能障害を有 し、入浴に介助を必要とする 方 ・ 難病患者等で入浴に介助を要 する方	8年	90,000円
自 立 生 活 支 援 用 具	便器		学齢児以上	・ 下肢又は体幹機能障害の程度 が1級又は2級の方 ・ 難病患者等で常時介護を要す る方	8年	16,500円
	T字杖・ 棒状の杖	平衡 肢体不自由	3歳以上	平衡機能又は下肢若しくは体幹 機能障害を有し、T字杖又は棒状 の杖を携帯しなくては移動が困 難となる方	3年	3,000円
	歩行支援用具 (移動・移乗 支援用具)	平衡 肢体不自由 難病等	3歳以上	・ 平衡機能又は下肢若しくは体 幹機能障害を有し、家庭内の 移動等において介助を必要と する方 ・ 難病患者等で下肢が不自由な 方	8年	60,000円
	頭部保護帽	肢体不自由 知的 精神		(1) 平衡機能又は下肢若しく は体幹機能障害を有し、 頻繁に転倒する方 (2) 知的障害者(児)で障害 の程度が最重度又は重度 の方で、てんかんの発作 等により頻繁に転倒する 方 (3) 精神障害者(児)で、て んかんの発作等により頻 繁に転倒する方	3年	オーダー メイド A 15,656円 B 37,852円 レディ メイド A 12,524円 B 30,282円

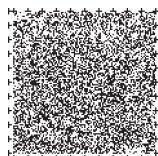


	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
自立生活支援用具	特殊便器	肢体不自由 知的 難病等	学齡児以上	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な方 ・難病患者等で上肢機能に障害のある方 	8年	50,000円
	火災警報器	身体障害全般 知的		<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	8年	31,000円
	自動 消火装置	身体障害全般 知的 難病等		<ul style="list-style-type: none"> ・障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者（児）であって、障害の程度が最重度又は重度の方 ・難病患者等 ※火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。	8年	28,700円
	ガス安全 システム	肢体不自由 音声・言語	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） ・咽頭摘出等により臭覚機能を喪失した方（咽いん頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。） 	8年	42,200円
	電磁調理器	肢体不自由 視覚 知的	18歳以上	<ul style="list-style-type: none"> ・上肢障害の程度が1級又は2級の方 ・下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方 ・視覚障害の程度が1級又は2級の方 ・知的障害者であって、障害の程度が最重度又は重度の方 	6年	41,000円





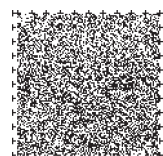
	種目	障害名等	年齢	対象者	耐用年数	限度額
自立生活支援用具	歩行時間延長 信号機用小型 送信機 (音響案内装置)	視覚	学齢児以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（2級の方は送信機のみに限る。）	10年	51,000円
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚	18歳以上	聴覚障害の程度が2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。）	10年	87,400円
	フラッシュ ベル	聴覚 音声・言語	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能障害の程度が3級以上の方	10年	12,400円
在宅療養等支援用具	透析液 加温器	じん臓	3歳以上	人工透析を必要とする方（自己連続携帯式腹膜かん流法による透析療法を行う方に限る。）	5年	72,100円
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器 難病等	(原則) 学齢児以上	<ul style="list-style-type: none">呼吸器機能障害の程度が3級以上である方又は同程度の身体障害者（児）として必要と認められる方ただし、学齢未満の障害児であっても、将来にわたって障害の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする難病患者等で呼吸器機能に障害のある方	5年	36,000円
	電気式 たん吸引器	呼吸器 難病等	(原則) 学齢児以上	<ul style="list-style-type: none">呼吸器機能障害の程度が3級以上である方又は同程度の身体障害者（児）として必要と認められる方。ただし、学齢未満の障害児であっても、将来にわたって障害の軽度化が認められず、かつ、使用時の安全性が確保されているときは、対象者とする。難病患者等で呼吸器機能に障害のある方	5年	56,400円
	空気清浄器	呼吸器	18歳以上	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方	6年	20,000円



	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
在宅療養等支援用具	酸素吸入装置	呼吸器	18歳以上	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方（医療保険その他の制度による在宅酸素療法に該当しない方であって、医師により酸素吸入装置の使用を認められた方に限る。）	10年	46,400円
	酸素ポンベ運搬車		18歳以上	呼吸器機能障害の程度が3級以上の方（医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている方及びこの規則により酸素吸入装置の給付を受けた方に限る。）	10年	17,000円
	音声式体温計	視覚	学齢児以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	5年	9,000円
	盲人用体重計		18歳以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	5年	18,000円
	ルームクーラー	肢体不自由	18歳以上	頸髄損傷等により体温調節機能を喪失した方（医師により体温調節機能を喪失した方と認められた方に限る。）	6年	100,000円
	動脈血中酸素飽和度測定器	難病等		難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な方	5年	157,500円
情報・意志疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声・言語 肢体不自由	学齢児以上	音声言語機能障害又は肢体不自由者（児）で発生・発語に著しく障害を有すると医師が判断した方	5年	285,000円
	情報・通信支援用具	視覚 肢体不自由	学齢児以上	視覚障害者1級若しくは2級又は上肢機能障害の1級若しくは2級の方	1回を限度とする	70,000円
	点字ディスプレイ	視覚 聴覚	18歳以上	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体障害者であって、市長が必要と認める方に限る。）	6年	383,500円



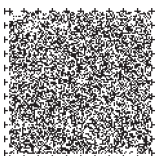
日常生活の支援



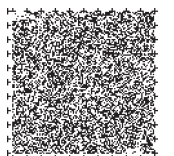


情報・意志疎通支援用具

種目	障害名等	年齢	対象者	耐用年数	限度額
点字器	視覚聴覚	18歳以上	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級の身体障害者であって、必要と認められる方に限る。）	5年	標準型 A 10,712円 B 6,798円 携帯用 A 7,418円 B 1,699円
点字タイプライター	視覚	18歳以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（本人が就労若しくは就学している又は就労が見込まれている方に限る。）	5年	63,100円
ポータブルレコーダー					
視覚障害者用情報認識装置	視覚	学齢児以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方	6年	99,800円
視覚障害者用拡大読書器		学齢児以上	視覚障害者（児）であって、この装置により文字等を読むことが可能になる方	8年	198,000円
時計		18歳以上	視覚障害の程度が1級又は2級の方（音声時計については、手指の触覚に障害がある等のため触読式の使用が困難な方に限る。）	10年	音声式 13,300円 触読式 10,300円
聴覚障害者用通信装置	聴覚 音声・言語	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能に著しい障害を有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	5年	30,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚	18歳以上	聴覚障害者（児）であって、テレビの視聴に必要と認められる方	6年	88,900円
会議用拡聴器					
携帯用信号装置	聴覚 音声・言語	学齢児以上	聴覚又は音声若しくは言語機能障害の程度が3級以上の方	6年	20,200円



	種 目	障害名等	年 齢	対 象 者	耐用年数	限度額
情報・意志疎通支援用具	人工喉頭	音声・言語		音声・言語機能障害者（児）で、喉頭を摘出し、人工喉頭を必要とする方	電動式5年 笛式4年 気管 カニューレ 付4年	電動式 72,205円 笛式 5,150円 気管 カニューレ付き 8,343円
	埋込型用人工鼻	音声・言語		音声・言語機能障害を有し、喉頭摘出により常時埋込型の人工喉頭を使用する方		20,000円 ／月
	福祉電話（貸与）	聴覚	18歳以上	難聴者又は外出困難な方（2級以上の方に限る。）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる方（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、前年度の市町村民税が非課税の世帯に限る。）		
排泄管理支援用具	ストマ装具（ストマ用具・洗腸用品）	直腸 ぼうこう 小腸		ストマ装具を使用していると医師が判断した方		消化器系 8,858円／月 尿路系 11,639円／月
	紙おむつ	肢体不自由	3歳以上	<ul style="list-style-type: none"> 診断書により脳性まひ等脳原性運動機能障害により排尿又は排便の意思表示が困難で紙おむつが必要であると証明でき、調査書により紙おむつでなければ対応できないことが確認できる方 排便機能又は排尿機能障害を有し、医師の診断により、二分脊椎であり、紙おむつでなければ対応できないことが確認できる方 		12,000円／月
	収尿器	肢体不自由 ぼうこう		肢体不自由又はぼうこう機能障害により収尿器を必要とする方	1年	7,700円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	肢体不自由 難病等	学齢児以上 65歳未満	<ul style="list-style-type: none"> 下肢又は体幹に係る障害の程度が3級以上の方及び補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。ただし、特殊便器への取替えについては、上肢障害の程度が1級又は2級の方に限る。 難病患者等で下肢又は体幹機能に障害のある方 	1回を限度とする	200,000円



各種サービス

日中一時支援（日中時間預かり）事業

身 知 精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

居宅において介護者が疾病等により、65歳未満の身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の介護を一時的に行うことができない場合に、日中の時間、障害者支援施設等に入所することができる制度です。

〈利用できない方〉

- (1) 感染性の疾患を有している方
- (2) 利用にあたり特別な技術や設備を必要とする方
- (3) 医療的介護または治療を必要とする方
- (4) 他の介護人派遣制度を受けており、その介護が一時的に派遣されないために日中一時支援（日中時間預かり）を利用希望される方

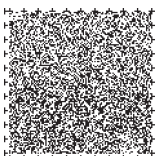
〈利用時間〉 1年度288時間を限度に利用できます。ただし、年度途中での申請ですと、1月につき24時間を控除した時間となります。

また、利用可能な時間帯は、午前9時から午後9時までです。各事業所により異なる場合がありますので、ご利用の際には直接事業所にお問い合わせください。

〈利用者料金〉 1時間 180円（※生活保護および市民税非課税世帯は無料。食材費等は、実費負担）

〈日中一時支援（日中時間預かり）事業者一覧〉

事業所名	住 所	電 話
社会福祉法人 万葉の里	国分寺市泉町2-3-8	電話 (042) 321-1226 FAX (042) 321-1207
社会福祉法人 Ann Bee	国分寺市西元町3-6-14	電話 (042) 316-8523 FAX (042) 316-8553
NPO法人 ワーカーズ風ぐるま	国分寺市泉町3-33-2西晴ビル203	電話 (042) 300-3663 FAX (042) 300-3663
特定非営利活動法人 学びの広場	国分寺市南町2-11-14 トミービル2F	電話 (042) 322-7160 FAX (042) 322-7160
社会福祉法人 けやきの社	国分寺市戸倉4-14-7	電話 (042) 321-2200 FAX (042) 327-0419
特定非営利活動法人 グリーンハート	国分寺市西恋ヶ窪4-29-6 サンハイツ103	電話 090-4415-1620 FAX (042) 304-0800
特定非営利活動法人 ひょうたん島すいへいせん	国分寺市本多4-15-8	電話 (042) 359-4767 FAX (042) 359-4767



障害者(児)緊急入所保護

身

知

精

担当窓口 障害福祉課生活支援係

在宅の障害者等を介護している保護者が疾病等により、家庭で介護ができなくなった場合に、障害をお持ちの方を一時的に施設で緊急入所保護します。

重度身体障害者等緊急通報システム

身

難

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

18歳以上65歳未満のひとり暮らし等の重度身体障害者または難病患者が、家庭内で病気等の緊急事態に陥ったとき、貸与された通報機器で東京消防庁に通報し、近隣ボランティア中心の地域協力体制により、速やかな援助を行います。ただし、所得に応じて費用負担があります。

※65歳以上の方は対象要件などが異なりますので、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831
高齢福祉課 電話 (042) 321-1301 FAX (042) 320-1180

重度心身障害者火災安全システム

身

知

担当窓口 障害福祉課生活支援係

18歳以上65歳未満のひとり暮らし等の重度身体障害者（緊急通報システム利用者に限る）、または重度知的障害者が、火災による緊急事態に陥ったとき、給付または貸与された通報機器で東京消防庁に通報し、近隣のボランティア等緊急通報員の援助を得て、救助等を行います。ただし、所得に応じて費用負担があります。

身体障害者福祉電話通話料助成

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

重度身体障害者(児)日常生活用具等で電話の貸与を受けている方に、基本料金及び80度数分の通話料金を助成します。

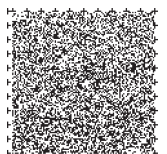
重度身体障害者(児)訪問入浴サービス

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

ご家庭で入浴することが困難な寝たきり等の重度身体障害者(児)に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。

〈対象〉 重度身体障害者(児)で寝たきり等のため入浴が困難な65歳未満の方で、身体障害者手帳2級以上所持者



〈費用〉 無料（ただし、巡回入浴においては、水道・電気はご家庭のものを使用します。）

〈回数〉 週1回まで（7月～9月は週2回まで）

※介護保険、特定疾病に該当する方は介護保険サービスをご利用ください。

寝具乾燥サービス 身

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

寝たきり等の身体障害者の寝具を乾燥消毒・丸洗いします。

※65歳以上の方は対象要件等が異なりますので、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈対象〉 身体障害者手帳2級以上で前年の住民税非課税世帯の方

※ただし、ヘルパー派遣を受けている方は対象にはなりません。

〈内容〉 身体的な理由等により寝具の自然乾燥等が困難な状態にある障害者のみの世帯等に対して月1回寝具乾燥を行います。

〈費用〉 無料

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831
高齢福祉課 電話 (042) 321-1301 FAX (042) 320-1180

理容・美容券の支給 身 知

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

在宅で生活する身体障害者（児）（1級・2級）または知的障害者（児）（1度・2度）の方に理容・美容券（無料券）を年1回4枚支給します。

※新規支給には、障害福祉課への申請が必要となります。

※介護保険制度で要介護3～5に認定された方は、無料券ではなく、「訪問理容・美容券」の対象となります。

訪問理容・美容券については、高齢福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831
高齢福祉課 電話 (042) 321-1301 FAX (042) 320-1180

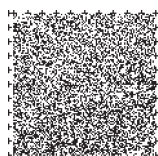
車いすの貸し出し 身

障害者（児）やお年寄りのために、以下で車いすの貸し出しを行っています。

〈問合せ〉 ボランティア活動センターこくぶんじ

〒185-0022 国分寺市東元町3-17-2

電話 (042) 300-6363 FAX (042) 300-6365



社会福祉法人 国分寺市社会福祉協議会

〒185-0003 国分寺市戸倉4-14（福祉センター内）

電話 (042) 324-8311 FAX (042) 324-8722

情報の支援

よみよむサービス（対面朗読者派遣事業）

身

視覚障害者の方を対象に対面朗読者を派遣し、公的な文書や手紙などを読む支援を実施しています。

〈問合せ〉国分寺市障害者センター 電話 (042) 321-1212 FAX (042) 321-1207

市立図書館

身

担当窓口 図書館課

身体や視覚に障害があり、図書館の利用に不自由のある方へ次のようなサービスを行っています。詳しくはお近くの図書館までお問い合わせください。

(1) 資料の貸出

図書館では、声の図書（朗読カセットテープ）・デイジー図書・マルチメディアデイジー図書・点字図書を所蔵しています。市内に所蔵していないものはサピエ図書館（約7万点）等からも提供できます。

声の図書・デイジー図書・マルチメディアデイジー図書・点字図書は合わせて12タイトルまで1か月借りられます。デイジー図書の再生機の貸出しもしています。図書を借りる場合は、12冊まで1か月借りられます。

(2) 対面朗読サービス（ご希望の本などを対面でお読みします。）

〈対象〉視力に障害のある方および読書困難な方など。※予約制です。

(3) 無料郵送貸出サービス

〈対象〉身体が不自由などのため、図書館に来館できない方

〈内容〉ご希望の本や録音図書などを郵送で貸し出します。（無料）

(4) 大活字本・筆談・拡大読書器

各図書館では、大活字本（活字が通常より大きい図書）を用意しています。

また、光図書館・本多図書館・もとまち図書館では、拡大読書器がご利用いただけます。



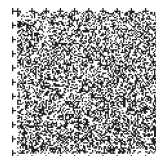
日常生活の支援

市立図書館一覧

名称	所在地
本多図書館	住所：本多1-7-1 電話：(042) 324-2022 FAX：(042) 322-8202
本多図書館駅前分館	住所：本町4-1-9（本町クリスタルビル4階） 電話：(042) 324-0505 FAX：(042) 324-0505
恋ヶ窪図書館	住所：西恋ヶ窪4-12-8 電話：(042) 324-1927 FAX：(042) 327-9412
光図書館	住所：光町3-13-19 電話：(042) 576-5907 FAX：(042) 571-1470
もとまち図書館	住所：東元町2-3-13 電話：(042) 325-4222 FAX：(042) 327-9413
並木図書館	住所：並木町2-12-3 電話：(042) 321-9972 FAX：(042) 327-9331

国分寺市立図書館ホームページ <http://library.kokubunji.ed.jp/>

twitter @koku_library



都立多摩図書館 **身**

都立多摩図書館では次のようなサービスを行っています。

●視覚障害等、文字の認識に障害のある方へ

通常の方法での読書が困難な方にも都立図書館の蔵書を利用させていただくために、次のサービスを行っています。

- ①所蔵資料を音訳してCD等に録音した録音資料及び点字資料を製作し、郵送による貸出を行っています。
- ②対面音訳室で、利用を希望する図書雑誌等をお読みします（予約制）。
- ③録音・点字資料の新着案内や目録送付など読書案内もいたします。
- ④よむべえ（音声読書機兼拡大図書器）を備えています。ご利用の際は、ヘッドフォンをご利用いただきますので、相談カウンターまでお申し出ください。



日常生活の支援

ご利用には、登録が必要です。詳しくは、下記「視覚障害者サービス担当」までお問い合わせください。

●聴覚障害、言語障害のある方のために

都立図書館では、FAXやEメールでご質問にお答えするサービス（レファレンスサービス）を実施しています。FAXのご利用は都内在住・在勤・通学の方で、事前に登録された方に限ります。Eメールによるレファレンスサービスは、都内在住・在勤・通学の方であればどなたでもご利用になれます。

詳しくは、下記「事前登録」へお問い合わせください。

〈問 合 せ〉都立多摩図書館

〒185-0024 国分寺市泉町2-2-26 電話 (042) 359-4020

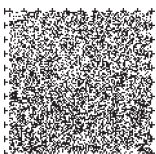
視覚障害者サービス担当 電話 (042) 359-4104

事前登録 電話 (03) 3442-8451 FAX (03) 3442-9500

点字図書館 **身**

点字図書館では、点字図書・録音図書の作成・貸し出しを行っています。

図書館により事業内容、利用方法が異なりますので、直接お問い合わせください。



〈問 合 せ〉

日本点字図書館	〒169-8586 新宿区高田馬場 1-23-4 電話 (03) 3209-0241 FAX (03) 3204-5641 視覚障害者用図書レファレンスサービスをご利用になる方は、上記への問合せに加えて、下記メールでもお問い合わせ頂けます。 reference@nittento.or.jp (レファレンス担当) ホームページ http://www.nittento.or.jp
東京ヘレン・ケラー協会 点字図書館	〒169-0072 新宿区大久保 3-14-20 電話 (03) 3200-0987 FAX (03) 3200-0982 ホームページ http://www.thka.jp/toshokan
日本盲人会連合点字図書館	〒169-8664 新宿区西早稲田 2-18-2 電話 (03) 3200-6160 FAX (03) 3200-7755 ホームページ http://nichimou.org/

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス 身

都内在住・在勤の視覚障害のある方に、図書館または点字図書館で取り扱わない文書（手紙、パンフレットなど）を含む各種文書等の点訳、墨訳、対面朗読、ファクシミリ朗読サービスを行っています。

ご利用の際には、あらかじめ電話等で利用日時を予約してください。

〈費用〉無料。ただし、対面朗読サービスで録音を希望する方は、CDなどのデジタル録音メディアをご持参ください。

〈問合せ〉東京都障害者福祉会館 〒108-0014港区芝5-18-2
電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550

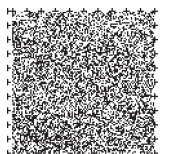
視覚障害者用図書製作・貸出し・配信・ダウンロード 身

点字図書や録音図書の製作、貸出し、配信、ダウンロードを行っています。

〈対象〉・都内在住、在勤又は在学の視覚障害者。ただし、希望点字図書製作は、視覚障害の程度が1・2級の方。
・都内の視覚障害者施設または関係機関

〈費用〉無料。ただし、希望（点字、録音）図書製作に必要な原本、点字用紙と製本費用または録音媒体（CD等）は自己負担。

〈問合せ〉日本点字図書館 電話 (03) 3209-0241 FAX (03) 3204-5641



市内在住で、視覚障害があり、身体障害者手帳をお持ちの方で希望される方へ、市の広報発行物を吹き込んだCDを郵送しています。

ご希望の方は申請が必要となりますので、詳しくは市政戦略室へお問合せください。

〈費用〉無料。ただし、利用には、「CDプレーヤー（MP3対応機器のもの）」・「パソコン」・「Daisy図書再生機」など、CDを再生できるものが必要です。

〈対象の広報発行物〉声の市報国分寺・声の市議会だより・声のけやきの樹（公民館だより）・声のしろばら（選挙啓発広報誌）など

〈問合せ〉市政戦略室 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
電話 (042) 325-0111 FAX (042) 325-1380

点字即時情報ネットワーク事業

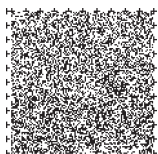
月曜日から金曜日の間、新聞記事や福祉情報等を点字紙にして、都内在住の視覚障害者へ配布しています。メール版や電話ナビゲーションにより、音声での提供もしています。

〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会
〒169-0075新宿区高田馬場1-9-23東京都盲人福祉センター内
電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005
電話ナビゲーションサービス専用 (0570) 021-802

点字録音刊行物作成配布事業

都内在住で、身体障害者手帳を所持する視覚障害のある方が、社会生活を営む上で必要とする情報、知識を原則として都政刊行物の中から選定、毎月1点、点字版またはテープ版を配布します。

〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会
電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005



聴覚障害者用コミュニケーション機器の貸出 身

聴覚障害の方が円滑な意思疎通を図ったり、社会活動についての知識の習得のために必要なとき、コミュニケーション機器をお貸しします。

〈対 象〉東京都在住で身体障害者手帳を所有の聴覚障害者およびその保護者、東京都内の聴覚障害者団体など

〈貸出機器〉①オーバーヘッドプロジェクター ②磁気テープ ③ビデオプロジェクター

〈費 用〉無料。ただし、期間は10日間。

〈問 合 せ〉東京手話通訳等派遣センター

〒160-0022 新宿区新宿2-15-27 第3ヒカリビル5F

電話 (03) 3352-3335 FAX (03) 3354-6868

住宅

住宅設備改善費の給付 身 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齢福祉課

重度の肢体不自由の方または難病患者等の方の日常生活を容易にするため、現在お住まいの住宅を改善するための費用を給付します。ただし、対象となる障害者の方が入院中または施設入所中の場合は、原則として給付できません。また、住宅の新築時に給付できるのは、屋内移動設備の費用だけです。

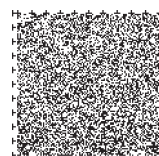
住宅設備改善費の給付を受けるには、障害の種類・部位および程度の制限と、世帯の所得に応じて自己負担金（原則一割負担）があります。

※ただし、障害者本人および同一世帯構成員のいずれかが、一定所得以上の場合、住宅設備改善費の給付の対象外となります。（一定所得以上の場合とは、障害者本人および同一世帯構成員のうち最多納税者の市民税所得割額が、46万円以上の場合です。）

※種目は変更されることがあります。

種 目	対 象 者
中規模住宅改修	①学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の方 ②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者または難病患者等で下肢または体幹に係る障害のある方 上記の①または②に該当する方で障害者等日常生活用具給付事業実施規則における居宅生活動作補助用具の給付を受けてもなお住宅設備の改修が必要と認められる方
屋内移動設備	①学齢児以上で、上肢、下肢または体幹機能障害を有し、歩行ができない状態で、かつ障害の程度が1級の方 ②補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者および難病患者等

※介護保険制度対象者は、給付対象とならない場合があります。要介護、要支援と認定された方、65歳以上で介護保険非該当と認定された方は高齢福祉課にお問い合わせください。



〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831
高齡福祉課 電話 (042) 321-1301 FAX (042) 320-1180

住宅保証制度 **身 知**

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齡福祉課

住宅の取り壊し等により住宅に困っている方で、保証人がいないために住宅の賃貸契約をする事ができない方のために市が保証人になります。

市内に1年以上住所があり、同世帯以外に2親等以内の親族や保証人となるべき知人等がない世帯で、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方のいる世帯が対象です。

※65歳以上の高齢者の方にも同様の制度がありますので、詳しくは高齡福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831
高齡福祉課 電話 (042) 321-1301 FAX (042) 320-1180



日常生活の支援

民間賃貸住宅斡旋制度 **身 知**

担当窓口 障害福祉課生活支援係 高齡福祉課

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により住宅に困窮している方で、なんらかの理由により自分では住宅を探す事ができない方のために、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会国分寺国立支部の協力を得て、市内の民間賃貸住宅を斡旋します。

市内に1年以上住所があり、身体障害者手帳4級以上または愛の手帳3度以上の方のいる世帯で、保証人が得られ、家賃を納入できる見込みのある世帯が対象です。

※65歳以上の高齢者の方にも同様の制度がありますので、詳しくは高齡福祉課にお問い合わせください。

〈問合せ〉 障害福祉課 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 324-6831
高齡福祉課 電話 (042) 321-1301 FAX (042) 320-1180

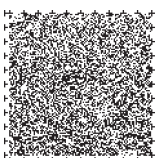
都営住宅の優遇制度 **身 知 精 難**

都営住宅申し込み資格があることが必要となりますが、障害者世帯などのかたには、一般の申込者よりも当選率の高くなる優遇抽選による募集などがあります。

※詳しくは下記までお問い合わせください。

〈問合せ〉
東京都住宅供給公社 (JKK) 都営住宅募集センター
電話 (03) 3498-8894

都営住宅使用料の特別減額 **身 知 精 難**



身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を必要とする難病医療費助成の対象疾病に罹患している方が同居する世帯の規定使用料が2分の1に減額されます。

※ただし、所得制限があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

障害者グループホーム等の家賃助成

身 知 難

担当窓口 障害福祉課生活支援係

障害者グループホームを利用している方で所得が一定の額以内の方に対し、家賃の一部を助成します。

〈対 象〉

東京都が指定する障害者グループホームに入居している身体障害者、知的障害者、難病等患者

〈内 容〉

障害者グループホームを利用している方からの申請により、一定の収入要件を満たした場合に、その収入によって家賃助成額を決定します。なお、障害者総合支援法に基づく「グループホーム利用者への家賃助成」（31ページ参照）を受けられる方は、下記の表の区分による家賃助成額からその額を差し引いて助成します。

〈助 成 額〉

区 分	利用者の所得額	家賃助成額
区分1	月額73,000円未満	月額24,000円
区分2	月額73,000円以上97,000円未満	月額12,000円
区分3	月額97,000円以上	助成の対象外

※実際の家賃額が、該当する助成額に満たない場合は、当該家賃の額を助成します。

その他

手話通訳者・要約筆記者の派遣

身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

聴覚や言語機能などに障害のある方が、市の主催行事およびそれに準ずる催しなどに参加するとき、または障害のない方との意志疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

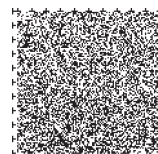
ご利用にあたっては、事前に登録の申し込みが必要です。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

〈対 象〉

- ①市内在住で、聴覚または音声・言語機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方
- ②上記の障害のある方を主な構成員とする市内の団体

〈派遣時間〉原則として午前9時～午後6時（1回の派遣につき、5時間が限度）

〈費 用〉無料



日常生活の支援

手話通訳者の配置 身

担当窓口 障害福祉課生活支援係

手話通訳者を必要とする方が各種申請や手続きなどを行う際の支援のため、平成28年4月より国分寺市役所に手話通訳者を配置しています。

〈対象〉市役所第1庁舎から第5庁舎で手話通訳を必要とする方

※手話通訳者が配置されている日時や利用方法など、詳しくは担当窓口までお問い合わせください。

在宅重症心身障害児(者)訪問事業 身 知

〈訪問看護〉在宅の重症心身障害児(者)で、医療的ケアが必要とされる方に、看護師を派遣して療養上の介護や家族への看護技術指導、相談および助言をします。
原則として、週1回程度の訪問です。

〈訪問健康診査〉専門医師及び看護師等が重症心身障害児(者)の家庭を訪問して、健康状態、障害の程度等を診査するとともに必要な指導を行います。
原則として、年1回程度です。

〈対象〉以下のいずれにも該当する方

- (1) 重度の知的障害(愛の手帳1・2度程度)かつ重度の肢体不自由(身体障害者手帳1・2級程度で、自ら歩行ができない方)の方で、18歳未満の時にその状態になった方
- (2) 在宅で家族等の介護を受けて生活している方
- (3) 医療的なケアを必要とし、訪問看護を受けている方

〈問合せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

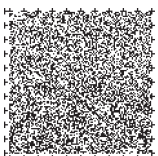
在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護 難

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、在宅での療養環境の整備、療養実態の把握、訪問看護の方法等に関する研究を行うことを目的として、訪問看護を実施しています。訪問看護事業開始は、申請書を提出した月の翌月からとなります。

〈対象者〉都内にお住まいで、難病医療費助成対象疾病に罹患し、その疾病を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用し、医師が1日複数回の訪問看護を必要と認めた方

〈必要書類〉下記の必要書類を揃えて、多摩立川保健所へ申請してください。

- (1) 申請書
- (2) 医師の訪問看護指示書の写し
- (3) 訪問看護ステーション等の訪問看護計画書の写し
- (4) 難病医療費助成臨床調査個人票(難病医療等受給者証等お持ちの方は省略可)



〈問合せ〉東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

在宅難病患者緊急一時入院 **難**

難病医療費等助成対象疾病患者の在宅生活を支えているご家族などの介護者が、ご自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者の方が短期間入院できるように、都内の病院にベッドを確保しています。

〈問 合 せ〉 東京都多摩立川保健所

電話 (042) 524-5171 FAX (042) 528-2777

避難行動要支援者登録制度 **身 知 精 難**

担当窓口 地域共生推進課

災害時に自力での避難が困難な方を対象に、地域の支援者（民生委員・児童委員、社会福祉協議会、小金井警察署、国分寺消防署、国分寺市消防団、自治会・町内会）が安否確認や避難の支援などを行うための避難行動要支援者登録制度を設けています。

〈対 象〉 障害者・高齢者・妊産婦など、災害発生時に避難支援を必要とする方

※ただし、長期入所施設に入所されている方、長期入院されている方は除きます。

登録についてなど、詳しくは地域共生推進課へお問い合わせください。

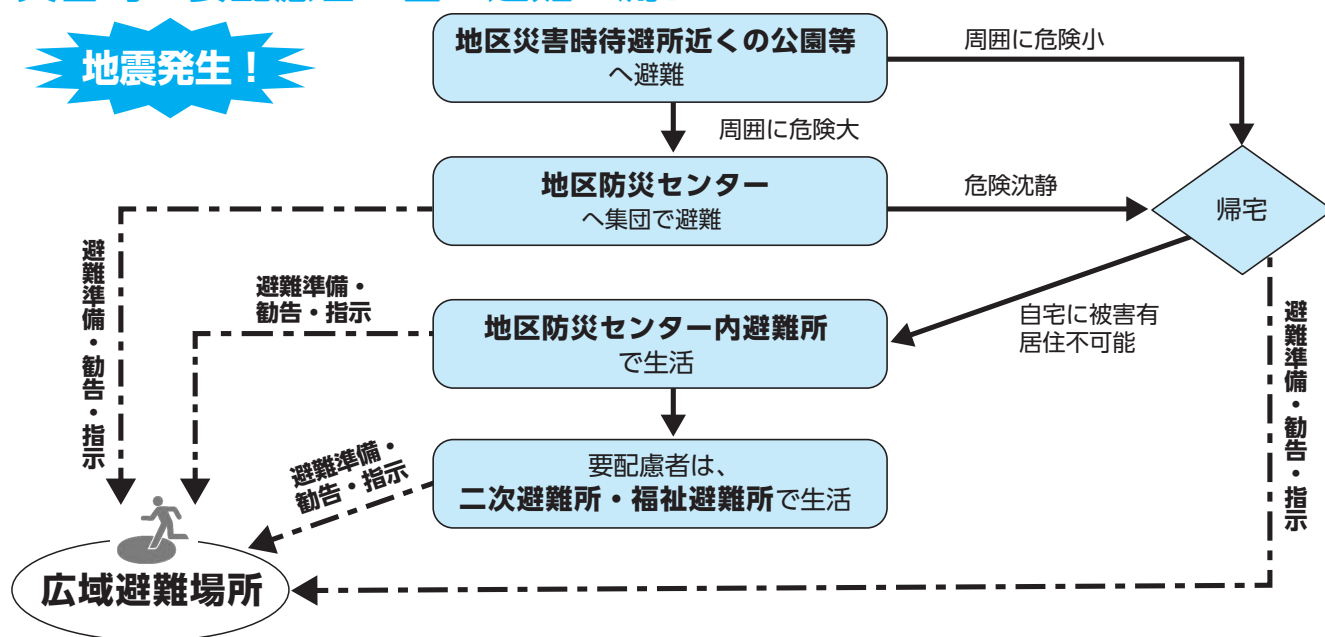
〈問 合 せ〉 地域共生推進課 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

電話 (042) 325-0111 FAX (042) 325-9026

要配慮者を含む避難の流れ **身 知 精 難**

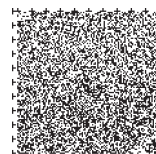
担当窓口 防災安全課

災害時の要配慮者を含む避難の流れ



〈問 合 せ〉 防災安全課 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1

電話 (042) 325-0111 FAX (042) 326-3624



日常生活の支援

大地震発生時には、公共施設等を被災した市民のために活用します。

〈避難場所〉

災害発生時の活用	内容	施設名
地区災害時待避所	災害発生直後、生命及び身体の安全を確保するために、緊急的に避難する場所。また、自治会・町内会等が住民の安否確認等の活動をするために活用する場所。	防災協力農地、自治会・町内会等が設定した場所
避難場所	被災地に避難勧告・指示が出された場合に、被災地から避難する場所。	市立小中学校校庭、都立国分寺高校校庭、東京経済大学構内
広域避難場所	避難場所が危険な場合に、避難場所から集団で避難する場所。	けやき公園・都立小平南高校一帯
		史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯
		情報通信研究機構・東京学芸大学一帯
		都立武蔵国分寺公園
緊急避難場所	国分寺駅、西国分寺駅の乗降客等が避難する場所。	小平市中央公園（小平市）
		都立殿ヶ戸庭園西側公園
		早稲田実業学校 泉町多喜窪公園

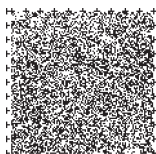
〈避難所〉

地区防災センター、要配慮者保護スペース			
市立第一小学校	市立第六小学校	市立第一中学校	都立国分寺高校
市立第二小学校	市立第七小学校	市立第二中学校	東京経済大学
市立第三小学校	市立第八小学校	市立第三中学校	
市立第四小学校	市立第九小学校	市立第四中学校	
市立第五小学校	市立第十小学校	市立第五中学校	

〈二次避難所〉

地区防災センターの避難所で生活が困難な要配慮者に対しては、地域センター、福祉施設、図書館・公民館、市立保育園等に二次避難所を開設し誘導します。

施設名		
本多図書館・公民館	恋ヶ窪図書館・公民館	光図書館・公民館
もとまち図書館・公民館	並木図書館・公民館	西町プラザ (にしまち児童館を除く)
内藤地域センター	北町地域センター	
本町・南町地域センター	北の原地域センター	もとまちプラザ
いずみホール	ひかりプラザ	さわやかプラザもとまち
福祉センター・生きがいセンターとくら	室内プール・生きがいセンターこいがくぼ	障害者センター
		いきいきセンター
こくぶんじ保育園	ひかり保育園	恋ヶ窪保育園
しんまち保育園	もとまち保育園	



〈福祉避難所〉

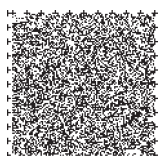
私立保育園は原則として0～3歳未満の乳幼児とその家族を対象とし、障害者施設は障害の種類に応じた被災した障害者と介護者を対象とし、高齢者施設は高齢者とその家族を対象として受入れを行います。さらに、NPO法人国分寺ハンディキャブ運営委員会と協定を締結し、地区防災センター内の避難所から二次避難所・福祉避難所等への移動手段を確保しました。

(1) 障害者（児）対象・・・各障害者（児）施設

施設名	所在地	運営主体
ピア国分寺	南町3-4-4	(福) はらからの家福祉会
さつき共同作業所	東元町3-4-19 1階	
希望園	戸倉4-14-7	(福) けやきの杜
ワークセンターさくら	戸倉3-1-1	
地域活動支援センター虹	戸倉4-14	
ともしび工房	西恋ヶ窪4-10-2	(福) ななえの里
Ann Bee	西元町3-6-14	(福) Ann Bee
クラブかたつむり	日吉町4-29-12	東京ろう重複者とあゆむ会
地域デイグループ事業ET教室	東戸倉2-10-34	(福) ココロ学舎

(2) 乳幼児対象・・・各私立保育園

施設名	所在地	運営主体
浴光保育園	東恋ヶ窪4-5-1	(福) 浴光会
やなぎ保育園	日吉町1-46-7	(福) 日吉会
千春第二保育園	戸倉1-22-2	(福) 千春会
国分寺Jキッズステーション	南町3-20-3	(福) 桑の実会
西国分寺保育園	西恋ヶ窪2-18-1	(福) 国立保育会
ぶんじっこ保育園	本町4-22-9	(株) こどもの森
アスクこくぶんじ南町保育園	南町1-13-9	(株) 日本保育サービス
ポップのはな保育園	日吉町1-2-14	(福) つくしんぼ共同保育会
ポップのもり保育園	西恋ヶ窪3-5-25	(福) つくしんぼ共同保育会
にしこくワンダーランド保育園	西元町2-7-9	(福) じろう会
富士本保育園	富士本2-30-4	(福) 国立保育会
ともだちの森保育園	高木町1-22-41	(福) 森友会
くるみの木保育園	西町5-8-8	(福) 大樹の会
えがおの森保育園	西恋ヶ窪4-17-18	(福) 森友会
こもれびの森保育園	東恋ヶ窪5-8-3	(福) 森友会
ひよし保育園	戸倉2-27-6	(福) 村山苑
キャリア保育園国分寺	本多5-2-3	マイキャリアクラス (株)
ほんだ保育園	本多3-14-12	(福) 菊美会
グローバルキッズ西国分寺園	西恋ヶ窪3-18-5	(株) グローバルキッズ
明国保育園	東恋ヶ窪3-5-7	(福) 明王会
ベネッセ国分寺保育園	本多3-1-7	(株) ベネッセスタイルケア



(3) 高齢者対象・・・各高齢者施設

施設名	所在地	運営主体
特別養護老人ホーム サンライト	西町1-31-2	(福) 浴光会
特別養護老人ホーム かがやき	東恋ヶ窪2-17-2	
高齢者在宅複合施設 あじさい苑	東恋ヶ窪3-23-8	
至誠ホーム ミンナ	並木町3-12-2	(福) 至誠学舎立川

〈補助施設〉

補助施設は、地区防災センターの避難所や二次避難所、福祉避難所だけでは避難者の受入れが困難な場合における補助施設として位置づけるほか、医師の巡回診療やメンタルヘルスケア会場、幼児・児童の遊び場所など、被災状況に応じた施設として活用します。

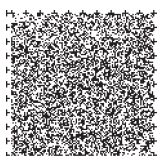
施設名	
第一・第二東元町学童保育所	本多児童館
第一・第二光町学童保育所	いずみ児童館
第一・第二東恋ヶ窪学童保育所	にしまち児童館
第一・第二・第三泉町学童保育所	しんまち児童館
日吉町学童保育所	ひかり児童館
第一・第二新町学童保育所	もとまち児童館
本多学童保育所	子ども家庭支援センター・生きがいセンターひかり
西町学童保育所	
西恋ヶ窪学童保育所	こどもの発達センターつくしんぼ
戸倉学童保育所	

〈生活支援施設〉

災害発生時の活用	施設名
給水拠点	北町第二浄水所
	東恋ヶ窪浄水所
ごみ・がれき処理	清掃センター
	史跡武蔵国分寺僧寺跡一帯
生活物資の集積・輸送拠点	市民スポーツセンター
	市民ひかりスポーツセンター
応急仮設住宅建設候補地	都立武蔵国分寺公園泉地区
	けやき公園グラウンド
	窪東公園
	北町公園

〈帰宅困難者一時滞在施設〉

対象駅	施設名
J R 国分寺駅、西武鉄道国分寺駅	本町・南町地域センター
	本多公民館
	cocobunjiプラザ
J R 西国分寺駅	いずみホール
J R 国立駅（北口周辺）	ひかりプラザ203・204会議室
西武鉄道恋ヶ窪駅	恋ヶ窪公民館



〈問合せ〉 防災安全課 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
 電話 (042) 325-0111 FAX (042) 326-3624

障害や高齢などで所定の場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員が直接訪問し、安否確認をしながらごみを収集する「ふれあい訪問収集」事業を行っています。

〈対 象〉

- (1) 要介護認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳の交付を受けている方
- (3) 精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の交付を受けている方
- (4) 愛の手帳の交付を受けている方
- (5) 難病医療に係る医療受給者証の交付を受けている方

〈問 合 せ〉 環境対策課 〒185-0013 国分寺市西恋ヶ窪4-9-8 清掃センター
電話 (042) 300-5300 FAX (042) 326-4410

